

	組合員保険料・負担金	掛 金			負 担 金					備 考		
		厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期		介護	
《標準報酬月額・標準期末手当等》	一般組合員	172.78 (内、組合員保険料率 86.39)	7.5	44.51 (43.1 + 1.41)	5.21	40.2 育児休業等期間中 40.2	7.5	0.263 育児休業等期間中 0.263	44.84 (43.1 + 1.41 + 0.33) 育児休業等期間中 0.33	5.21	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.263 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.2 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 620,000円 短期 1,210,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過の長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累計額の上限	
	船員組合員			42.3 (40.89 + 1.41)					47.05 (45.31 + 1.41 + 0.33) 育児休業等期間中 0.33			
	特別職組合員			44.84 (43.1 + 1.41 + 0.33)								
	組合役員			—								
	組合職員			—								
	地方独立行政法人 役員組合員			—					44.51 (43.1 + 1.41)			44.51 (43.1 + 1.41) 育児休業等期間中 0.33
	一般組合員			—					44.51 (43.1 + 1.41)			44.51 (43.1 + 1.41) 育児休業等期間中 0.33
	派遣職員			(都)40.2					44.51 (43.1 + 1.41) (都)0.33 育児休業等期間中 0.33			
	職員団体専従			—					44.51 (43.1 + 1.41) (都)0.33			
	任意継続組合員											86.2

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 67.5/1,000 非義務 40.6/1,000

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料、掛金、負担金(掛金と同率)(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・ 年額 5,000円 月単位 416.66円

◎子ども・子育て拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・ 1.5/1,000 ※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対標準報酬月額・対標準期末手当等) 2.72/1,000